

マイナポイント第2弾の概要

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年12月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	〔申込者数 約2,534万人〕	令和2年7月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード

- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用

- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座

- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給を受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月公布）

※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当

もらわないと損！！



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る